

令和7年

第1回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第1号

2月5日(水曜日) 南多摩斎場待合室212、213号室

出席議員(10名)

1番	五間 浩	2番	小林 裕恵
3番	白川 哲也	4番	藤田 学
5番	いちち 恭子	6番	いじま 文彦
7番	岩佐 ゆきひろ	8番	池田 英司
9番	わたなべ 三枝	10番	古賀 壮志

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	初宿 和夫
副管理者	阿部 裕行	副管理者	高橋 勝浩
副管理者	大坪 冬彦	監査委員	福島 基
会計管理者	田中 隆志		
八王子市		町田市	
市民部長	横溝 秀明	市民部長	黒田 豊
町田市		多摩市	
市民総務課長	中坪 裕一	市民経済部長	磯貝 浩二
多摩市		稲城市	
市民課長	松下 恵二	市民部長	森 雅代
日野市		日野市	
環境共生部長	小平 裕明	環境政策課長	中平 健二郎

出席事務局職員

事務局長	中村 哲也	主査	西山 裕之
主査	三森 威典	主査	萩生田 淳
速記士	波多野 夏香		

2月5日(水) 議事日程

午後2時開議

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第5 | 第1号議案 令和6年度(2024年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号) |
| 第6 | 第2号議案 令和7年度(2025年度)南多摩斎場組合会計予算 |
| 第7 | 第3号議案 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す |

- | | | |
|-----|---------|-----------------------------|
| | | る条例 |
| 第 8 | 第 4 号議案 | 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 行政報告 | 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果について |
-

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

午後 1 時56分 開会

○議長（五間浩） これより令和 7 年（2025年）第 1 回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○日程第 1
会議録署名議員の指名

○議長（五間浩） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

2 番 小林裕恵議員

3 番 白川哲也議員

○日程第 2
会期の決定

○議長（五間浩） 日程第 2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。

○日程第 3
諸報告

○議長（五間浩） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご報告申し上げます。

令和 7 年 1 月 22 日、管理者から令和 7 年（2025年）第 1 回南多摩斎場組合議会定例会を 2 月 5 日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案 5 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。
以上で報告を終わります。

○日程第 4

報告第 1 号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（五間浩） 日程第 4、報告第 1 号を議題いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第 1 号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第 1 項の規定によりまして、令和 6 年12月23日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和 6 年12月23日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものでございます。

内容につきましては、東京都人事委員会勧告等を参考に、期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.1月分引き上げ、年間支給月数を現行の4.65月分から4.85月分に引き上げるものです。

また、給料表の給料月額及び初任給の額を増額するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第 1 号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

第1号議案 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）

○議長（五間浩） 日程第5、第1号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第1号議案 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算をそれぞれ647万9,000円減額し、総額をそれぞれ3億2,637万2,000円とするものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

先ほど管理者が申し上げたとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ647万9,000円減額し、総額をそれぞれ3億2,637万2,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、下段の歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第2款、総務費につきましては、会計年度任用職員

の報酬単価引上げにより67万2,000円を増額する一方、派遣職員の交代に伴い給料を127万2,000円、職員手当等を180万2,000円減額することにより、差引き240万2,000円を減額するものでございます。

第3款、衛生費につきましては、火葬燃料である灯油の契約単価が想定を下回ったことにより、燃料費を407万7,000円減額するものでございます。

次に、上段の歳入予算でございます。

順番が前後して申し訳ございませんが、まず、第2款、使用料及び手数料757万2,000円の減額は、主に組織市外住民の火葬件数減少によるものでございます。

第4款、繰越金2,411万5,000円の増額は、令和5年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この繰越金の確定と歳入歳出の減額の差引きにより、第1款、分担金及び負担金を2,302万2,000円減額し、1億9,787万8,000円とするものでございます。各組織市負担金の内訳は説明欄のとおりでございます。こちらは円単位で表記させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第2号議案 令和7年度（2025年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（五間浩） 日程第6、第2号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第2号議案 令和7年度（2025年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,048万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料でございます。

歳出につきましては、火葬や式場に関わる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明いたします。

先ほど管理者が申し上げたとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億4,048万7,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金、項の1、負担金、目の1、負担金につきましては、組織市負担金として令和6年度当初予算から2,910万円増額し、2億5,000万円を計上させていただきました。各組織市負担金の内訳は、7ページの説明欄のとおりでございます。こちらは、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料8,929万円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外火葬室使用料、式場使用料、霊安室使用料を計上したものでございます。

これらにつきましては、前回の議会でご報告させていただきました令和7年度（2025年度）南多摩斎場組合事業運営計画に基づき算出したものでございます。

同項、目の2、総務使用料63万円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入、項の2、雑入、目の1、雑入56万

3,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万4,000円は、議長、副議長、議員に対する報酬でございます。

節の9、交際費3万円は、正副管理者、議員等に対する議長からの弔慰金でございます。

節の10、需用費14万7,000円は、議会運営に要する消耗品や議事録作成に要する費用でございます。

節の11、役務費15万4,000円は、議会時の筆耕翻訳料でございます。

続いて、第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,253万1,000円は、正副管理者、組合雇用の会計年度任用職員及び行政不服審査会委員の報酬でございます。

節の2、給料から節の4、共済費までは派遣職員を含む組合職員4名の人件費等でございます。

節の8、旅費3万円は、事務局職員の出張旅費でございます。

節の9、交際費3万円は副管理者、議員等に対する管理者からの弔慰金でございます。

節の10、需用費86万円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証等の印刷製本費などでございます。

節の11、役務費53万8,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び銀行振込手数料や保険料などでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

節の12、委託料824万7,000円は、町田市への会計事務委託料、公会計支援業務委託料、業務システム管理業務委託料など事務局業務の委託料でございます。

節の13、使用料及び賃借料213万円は、複写機、ビジネスホンの借上料や、マイクロソフト・オフィスのサポート終了に伴い、新たに導入するマイクロソフト365の使用料などでございます。

節の18、負担金補助及び交付金10万7,000円は、都市公平委員会負担金等でございます。

節の24、積立金64万円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、併せて利子も計上しております。

同款、項の2、監査委員費、目の1、監査委員費30

万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

続いて、第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費1億7,209万6,000円につきましては、火葬及び式場運営に係る消耗品のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が4,751万1,000円、電気代や水道代などの光熱水費が2,120万円でございます。

また、修繕料1億38万5,000円は、火葬炉設備に係る修繕費用のほか、施設・設備全体に係る修繕費を計上したものでございます。

燃料費及び光熱水費は、火葬件数の増加及び灯油や電気の価格高騰を見込み、それぞれ110万円及び109万1,000円の増額となっております。修繕料は、令和6年度同様、火葬炉内の耐火レンガ全体積替えを残りの6基について実施いたしますが、材料費の高騰や人件費の引上げにより修繕費用が増額したことに加え、火葬件数増加に伴い劣化時期が早まっている設備等を前倒しで修繕するため、修繕料が令和6年度より1,401万5,000円の増額となっております。

節の11、役務費12万5,000円は、建物総合損害保険料でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の12、委託料9,709万3,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理、運営に係る経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料3,168万円、総合管理業務委託料3,564万円、庭園管理業務委託料1,093万3,000円などでございます。

節の13、使用料及び賃借料479万3,000円は、電光表示板等機器借上料等でございます。

第4款、予備費、項の1、予備費、目の1、予備費は100万円を計上いたしました。

なお、参考資料として、前年度との比較で主な増減科目、理由及び増減額をまとめた「令和7年度（2025年度）南多摩斎場組合会計予算の概要」を添付いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

5番 いちち恭子議員。

○5番（いちち恭子） ご説明ありがとうございました。前回、運行計画などを伺ったときに確認すべきだったかと思うのですが、現在、南多摩斎場組合の運営としては組織市外の利用が減ってきているという現状、それから、大変利用者が増えているということも、当然、この間、見込まれてきたところでございます。

今回、この予算を組んでいただいたわけですが、今後ますます利用が増え、特に組織市内の利用の場合は、こういう言い方はなんですが、あまり使用料金の増は見込めない状況でございます。そういった中で、もしも利用者がこれ以上増えたときに、どのように予算立てを行うのか。例えば、補正を組むなど、どの程度、弾力的な運用をお考えでいらっしゃるのかを確認させていただきたいと思っております。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） まず、組織市外の住民の方の利用が現在減ってきているということについては、先ほどの補正予算のところでもご説明したとおり、組織市外の枠をなくすのは2025年度からなんですけれども、既に2023年度、2024年度、1日当たり3件の組織市外の枠がある現在においても、組織市内の方が入ってくることによって組織市外の利用が少なくなっているという現状がございます。大体3件枠があるのに対して、今現在、1日当たり1件ぐらいの枠しか組織市外の方が利用していらっしゃらないと。結果として、そのようになっております。

2025年度からについては、11月から3月までの5か月間は受入枠をなくして組織市の方の需要にお応えしようと考えているということでございますけれども、どうしても、やはり一定期間、組織市外の枠を止めないと組織市のご葬家にご迷惑がかかるおそれがあるということで、最も大切なことは組織市の市民の皆さんにご迷惑がかからないように、これ以上、待ち日数などを増やさないように進めていくことかなというふうにかまえて、今回、当初予算から組織市の方々にご負担をお願いしているということでございます。

○議長（五間浩） 2番 小林裕恵議員。

○2番（小林裕恵） すみません、教えていただきたいんですけども、ここの施設が昭和50年に建て、大規模修繕等でいろいろ修繕をしている中で、今回も修繕料が1億を超えるという状況になっています。実際、この後、この施設も大規模修繕というのは計画として、いつにどういった形であるのかだったりとか、

もし修繕をするのであれば大きな金額になると思うので、例えば、基金だったりとか積立金を立てているのかなと思ったんですけども、ここの積立金を見ますと退職職員のものしか積み立てていないので、その観点、何で金額が多いものが一旦出るにもかかわらず基金とか積立金がないのかなと。

そうすると、もし大規模修繕があったときには組織内の自治体が一定程度、その年だけだと負担金上がるような形の仕組みになるのかなとか、その辺のところをちょっと教えていただきたいなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 全体的に施設が老朽化しているというのは、もちろんここだけではなくて、皆さんの悩みの種だと思っておりますけれども、全部の更新ではなくて、修繕を繰り返して長寿命化をしていくというのが基本的な考え方でございます。

ただ、こちらには、火葬炉の部分には長期修繕計画というのがございまして、それに基づいて2024年度と2025年度については全体積替えを行って、例年よりも多い支出をしているということでございます。

また、長寿命化という建物のお話になると思いますが、2022年度に火葬棟の耐震診断を行いまして、その結果、火葬棟は強度が弱いということで、耐震補強工事がそのうち必要なのであろうという結果が出ております。それについては、やはり支出が多くなりますので、今、2024年度と2025年度に行う全体積替えとかぶらないような日程の計画でそれをやるということで、正式に決まりましたら、やはり行政報告をしていかなければならないと思っておりますが、今後、基本設計をしたり、それから工事をするに当たっては、施設を止めるわけにはいかないので、2年ぐらいに分けてやるというような、今後その計画をしていく必要があると考えております。

それから、基金の話については、修繕料と耐震補強の工事に関しては、基金をつくらなくてもやりくりで何とかするのはないかと思って、そちらのほうは基金をつかっていないということでございます。

○議長（五間浩） 2番 小林裕恵議員。

○2番（小林裕恵） 耐震工事と修繕のものについては何とかなるのではないかとということなんですけれども、これは実際問題、計画として見積もった上でどのぐらいかかるから何とかなるというような数字が出ているということなんでしょうか。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 金額については、見積もるタイミングで随分と変わってくるので、なかなか明言はできないものなんですけれども、耐震診断を行ったときのおおよその金額として数千万円がかかるということで、それは全体積替えの年度を外せば、何とかするという話だと考えております。

○議長（五間浩） 2番 小林裕恵議員。

○2番（小林裕恵） ありがとうございます。分かりました。ということは、今後の先の話だけでも、自治体の負担額がそのところで少しずつ上がっていくということですので、やはり自治体の組織内のほうでも、そこは加味した上で予算がつくられていくんだなということはよく分かりましたので、その部分の連携だったりとか考え方というのは、一定程度整理していかなくちゃいけないなと分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（五間浩） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第7

第3号議案 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（五間浩） 日程第7、第3号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 第3号議案 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例についてご説明申し上げます。

本議案は、刑法の改正に伴い、関係規定を整理するために改正するものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本議案は、刑法の改正に伴い、所要の改正をすることです。

内容といたしましては、刑法の改正により懲役及び禁錮が廃止され、これら2つの刑が拘禁刑として一本化されるため、本条例について、「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第3号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第8

第4号議案 南多摩斎場組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

○議長（五間浩） 日程第8、第4号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 第4号議案 南多摩斎場組合

職員退職手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は雇用保険法及び刑法の改正に伴い、関係規定を整理するために改正するものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本議案は、雇用保険法及び刑法の改正に伴い、所要の改正をすることです。

内容といたしましては、雇用保険法の改正により、就業手当が廃止され、また、特例措置による地域延長給付の対象期間が2年間延長されるため、雇用保険法の定めに相当する退職手当を改正内容に沿って改めるものでございます。

また、刑法の改正により、先ほどの改正と同様に「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第4号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第9

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（五間浩） 日程第9、行政報告 南多摩斎場

ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガスや集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の量を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するため実施するものでございます。

調査対象物及び調査項目は、排ガスにつきましては、ダイオキシン類、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度を、集じん灰、残骨灰につきましては、ダイオキシン類の含有量を調査いたしました。

調査対象炉ですが、当斎場の火葬炉12炉のうち毎年計画的に2炉について実施しておりますが、今年度は6号炉と11号炉を調査いたしました。

調査日は、2024年12月2日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社東京事業所でございます。

調査結果は下段の表のとおり、ダイオキシン類については、排ガス、残骨灰において指針値・参考値以下となっておりますが、集じん灰については、11号炉において、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に規定する廃棄物焼却炉の処理基準値を準用した参考値以上となっております。

集じん灰とは電気集じん機に付着した灰のことで、このことにより有害ガスを大気中に放出させない仕組みとなっております。

したがって、参考値以上になったと申しましても、周辺の環境に影響を与えるものではございません。

排ガスにおけるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を参考値としたものでございますが、その結果、いずれも参考値を下回っております。

先ほど、集じん灰で参考値以上と申しましたが、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き、副葬品の自粛の協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

5番 いちち恭子議員。

○5番（いちち恭子） お伺いします。今ご説明がありました集じん灰のところ、11号炉は指針値を超えている、とはいえ、環境に対する影響は非常に少ないというご説明をいただいたかと思えます。微量とはいえ、6号炉と比較いたしましても相当多いのですが、これは単純に、副葬品の中にプラスチックのものが多かったということであるのか、そのことにのみ起因するとお考えなのか。

それから、その場合、ご利用者の方に、極力環境への影響を配慮していただきたいというご案内があるのかと思えますが、一体どのような形で説明をされているのか。そこのところを伺いたいと思えます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） プラスチック製品のみがその原因とは考えておりませんが、先ほどご説明をしたとおり、副葬品、特にプラスチック製品が非常に大きな原因だというふうにご説明しております。

また、ご葬家に対するご案内といたしましては、ほとんど全ての方が葬祭業者を通して申し込んでいらっしゃると思いますので、葬祭業者を通して、棺に収める際に、そういったものを中に入れまいというお願いをしているところでございます。

○議長（五間浩） 5番 いちち恭子議員。

○5番（いちち恭子） ありがとうございます。

また、葬祭業者の方から何らか、例えば、副葬品を入れるときに、そういったことを言われるのは心外であるとか、あるいは、そういったお願いをしたときに、こういう状況であるとか、何かそういった情報のやり取りはありますか。

そういったことを基に、今後、強制は難しいとしても、組合のほうとしてダイオキシンの量を少しでも抑えるために何らかの対策をお考えになるということはありませんでしょうか。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ダイオキシンの発生のもとになるということで、葬祭業者の方にはホームページ等でお知らせもしておりますし、火葬を担当している担当者からご協力をお願いしているところでございます。

また、火葬する前の段階でご葬家から、こういうものを棺の中に入れていかいご相談があったんですけどもというご相談も受けておりますけれども、それについては、ごく少量であれば結構ですという許可をするときもあるし、それは環境に影響があるのでお断りしますというふうに言う場合もございます。お断りした場合については、おおむね、葬祭業者様はご協力的というふうに考えております。

○議長（五間浩） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和7年（2025年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 五 間 浩

署名議員 小 林 裕 恵

署名議員 白 川 哲 也